



東京都婦人既製洋服製造業最低工賃の改正決定
に係る東京地方労働審議会の意見に関する公示

東京労働局一般公示第242号

令和6年6月24日に、東京地方労働審議会から東京都婦人既製洋服製造業最低工賃の改正決定について意見の提出があったので、家内労働法（昭和45年法律第60号）第9条第1項の規定により、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の改正決定に異議がある関係家内労働者又は関係委託者は、家内労働法第9条第2項の規定に基づき、令和6年7月9日までに、東京労働局長（東京都千代田区九段南一丁目2番1号九段第3合同庁舎）あて、別紙様式により異議申出をされたい。

令和6年6月24日

東京労働局長
美濃 芳郎

記

東京都婦人既製洋服製造業最低工賃の改正決定に係る東京地方労働審議会の意見要旨

次の東京都婦人既製洋服製造業最低工賃を改正すること。

- 1 適用する家内労働者
東京都の区域内で婦人既製洋服製造業に係るワンピース、ジャケット、コート、スカート又はパンツ（スラックス）のまとめの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
別表の左欄に掲げる工程及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、右欄に掲げる金額
- 4 効力発生の日
法定どおり

別紙

異議申出書

令和6年6月24日に貴殿が公示した東京都婦人既製洋服製造業最低工賃に係る東京地方労働審議会の意見について異議があるので、家内労働法第9条第2項により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

異議の理由

令和 年 月 日

申 出 者
住 所
氏 名

東京労働局長 美濃 芳郎 殿

別表

東京都婦人既製洋服製造業最低工賃

工 程	規 格	金 額
身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 19円
身返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 22円
すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 29円
スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 26円
かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 32円
	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 28円
ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻き2～3回	1個につき 17円
	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻き4回以上	1個につき 17円
	20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻き2～3回	1個につき 18円
	20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻き4回以上	1個につき 18円
	2つ穴、カボタンつき	1個につき 24円
鎖糸ループ付け	糸ループの長さ3センチメートル	1か所につき 13円
	糸ループの長さ5センチメートル	1か所につき 20円
ベント止め又はプリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 14円
そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき 24円
そで口裏まつり		10センチメートルにつき 22円
ファスナー裏まつり		10センチメートルにつき 22円
襟付けまつり		10センチメートルにつき 21円
ウエスト裏まつり		20センチメートルにつき 27円
肩パット付け		内パット
	外パット	1組(1着分)につき 59円
カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1着分につき 70円
襟付け	襟カバーまつり、かんぬき止め	1枚につき 35円
バックル付け	ベルトの幅が5センチメートルのもの	1個につき 18円